

浜松市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護に関する住民基本台帳事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に対する不当な探索を目的とした、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制限を行うために必要な事項を定める。

(支援対象者)

第2条 支援対象者とは、本市の住民基本台帳及び戸籍の附票に記載されている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であり、かつ、更なる暴力によりその生命または身体に危害を受けるおそれがある者。
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復して付きまとい等をされる恐れがある者。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受ける恐れがある者、または監護等を受けることに支障が生じるおそれがある者。
- (4) その他前各号に掲げる者に準ずる者。

(申出)

第3条 申出者は、住民基本台帳事務における支援措置申出書(以下「申出書」という。)により区長に支援措置の実施を求める。

- 2 申出者は、申出者と同一の住所を有する者について、併せて支援措置の実施を求めるときは、その旨の申出を行わなければならない。
- 3 申出者は、第1項及び第2項について、他の市区町村長に対して併せて支援措置を実施することを求めるとき、申出書に第1項及び第2項に併せて記載しなければならない。
- 4 申出者は、原則として、管轄の区役所にて、個人番号カード等の写真が添付された公的身分証明書を提示して本人であることを証明しなければならない。

(代理人による申出)

第4条 代理人は、申出者に代わり申出書を提出することができる。ただし、任意代理人は指定の事実を確認するに足りる書類を添付することにより管轄の区役所にて当該代理人であることを証明し、かつ、前条に準じて当該代理人が本人であることを証明しなければならない。

2 区長は、申出者が15歳未満及び成年被後見人のとき、当該申出者の法定代理人及び成年後見人に限り申出を受け付けることができる。ただし、法定代理人及び成年後見人は戸籍謄本その他その資格を証明する書類を添付することにより管轄の区役所にて当該代理人であることを証明し、かつ、前条に準じて当該代理人が本人であることを証明しなければならない。

3 区長は、児童虐待のときに限り、児童相談所の所長からの申出を受け付けることができる。ただし、児童相談所の職員等が窓口に来たときは、窓口に来ている人の職員証の写し、かつ、前条に準じて当該代理人が本人であることを証明しなければならない。

(支援の必要性の確認)

第5条 区長は、第3条及び第4条により申出を受付したときは、警察または福祉事務所等の意見を聴取すること、または、裁判所の発行する保護命令決定通知書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより、支援の必要性の確認をしなければならない。

2 区長は、第1項について、第8条の規定により、他の市区町村長から申出の写しが転送されたときは、当該他の市区町村長の支援の必要性の確認をもって確認することができる。

(確認の結果の連絡)

第6条 区長は、前条において支援の必要性を確認したときは、申出者に対し、支援措置決定通知書によりその結果を通知するものとする。ただし、前条第2項により確認したときは、この限りではない。

(他の市区町村長への転送)

第7条 区長は、第3条及び第4条により支援の必要性を確認したとき、申出者が、他の市区町村長に対して、併せて支援措置を実施することを求める申出をしているときは、第3条第3項により当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市区町村長に転送する。

(他の市区町村長からの転送)

第8条 区長は、他の市区町村長から、当該他の市区町村長により支援の必要性を確認された申出書の写しが転送されたとき、当該他の市区町村長を経由して申出がなされたものとする。

2 区長は、前項により申出がなされたものについて、支援の必要性がないことを確認したとき、その結果を申出者に連絡する。

(支援措置の期間)

第9条 支援措置の期間は、支援決定通知日から起算して一年とする。ただし、第5条第2項により他の市区町村長の支援の必要性の確認をもって確認したときは、当該他の市区町村長が支援措置期間とした期間とする。

(支援措置の延長)

第10条 申出者は、支援措置の延長の申出を支援措置の期間終了の一月前から、第3条から第7条までにより行うことができる。

(支援内容の変更)

第11条 申出者は、第3条又は第4条による申出の内容に変更が生じたときは、当該変更の申出を行わなければならない。ただし、住所の変更については、第3条第3号及び第12条で定める。

2 申出者は、その同一の住所を有する者について、追加して第3条第2項により当該申出者と併せて支援措置を実施することを求めるとき、第3条又は第4条により追加の申出を行わなければならない。このとき、区長は、支援の必要性の確認を第5条により行う。

3 区長は、第7条により他の市区町村長に申出書の写しを転送していたとき、当該他の市区町村長に、第1項及び第2項について申出の内容に変更が生じた旨を連絡する。

(支援措置の終了)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときに、支援措置を終了する。

(1) 支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき。なお、区長は、第7条により他の市区町村長に申出書の写しを転送していたとき、当該他の市区町村長に支援の終了を求める旨の申出があった旨を連絡する。

(2) 支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったとき。

(3) 申出者の現在の住所に変更が生じたとき。ただし、区長が特別に認めるときは、本人の申出により必要と認められる最短の期間延長することができる。

(4) その他区長が支援の必要性がなくなったと認めるとき。

(被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置の延長及び終了)

第13条 被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置は、当該被害者に対する支援措置の延長及び終了に伴い、延長及び終了する。ただし、同一の住所を有する者のみに現在の住所の変更が生じたときは、当該同一の住所を有する者のみ終了する。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求に係る支援措置)

第14条 区長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求について、加害者が判明しており、当該加害者から請求がなされたとき、不当な目的があるものとして請求を拒否する。

2 区長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求について、支援対象者本人から請求がなされたとき、加害者が支援対象者本人になりすまして行う請求に対し閲覧させることを防ぐため、第3条第4項に準じて本人確認をより厳格に行う。ただし、区長が当該措置を不要と認める者については、この限りではない。

3 区長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求について、第1項及び第2項以外の第三者から請求がなされたとき、加害者が第三者になりすまして行う請求に対し閲覧させることを防ぐため、第3条第4項に準じて本人確認をより厳格に行う。又、当該加害者の依頼を受けた第三者からの請求に対し閲覧させることを防ぐため、請求事由について

も関係文書の提示をさせるなど適宜の方法により、より厳格な審査を行う。ただし、区長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りではない。

- 4 区長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求について、その判断により、閲覧請求において特別の請求がないときは、支援対象者を除く請求であるとみなし、支援対象者に係る部分を抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供するとする。ただし、国又は地方公共団体の職員による職務上の請求のとき及びその他の者による支援対象者に係る閲覧を求める特別な請求のときは、第1項、第2項及び第3項により行う。

(住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付請求に係る支援措置)

第15条 区長は、支援対象者に係る住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付請求について、加害者が判明しており、当該加害者から請求がなされたとき、不当な目的があるものとして請求を拒否する。ただし、当該加害者からの請求であっても、第14条第3項に準じて請求事由をより厳格に審査した結果、請求に特別の必要があると認められるときは、当該加害者に住民票の写し等及び戸籍の附票の写しを直接交付する以外に、当該加害者に住民票の写し等及び戸籍の附票の写しを交付することなくその目的を達成させるために次の各号の方法を行うことができる。

(1) 区長は、住民票の写し等及び戸籍の附票の写しを必要とする機関に直接交付請求をするように指導する。

(2) 区長は、加害者の了解を得て住民票の写し等及び戸籍の附票の写しを必要とする機関に直接交付する。

(3) 区長は、支援対象者が住民票の写し等及び戸籍の附票の写しを直接交付請求するように指導する。

(4) 区長が特に認める方法による。

- 2 区長は、住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付請求について、支援対象者本人から請求がなされたとき、加害者が当該支援対象者本人になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵送による請求を認めない。なお、特別の必要があるとき、当該支援対象者は、あらかじめ代理人若しくは使者を指定すれば、第3条第4項に準じて当該代理人若しくは当該使者の本人確認をより厳格に行われることにより、当該代理人若しくは当該使者による住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付請求をすることができる。ただし、区長が当該措置を不要と認める者については、この限りではない。

- 3 区長は、住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付請求について、第1項及び第2項以外の第三者から請求がなされたとき、加害者が第三者になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、第3条第4項に準じて本人確認をより厳格に行う。又、当該加害者の依頼を受けた第三者からの請求に対する交付を防ぐため、請求事由についても関係文書の提示をさせるなど適宜の方法により、より厳格な審査を行う。ただし、区長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りではない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この事務処理要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理要綱は、平成26年1月3日から施行する。

附 則

この事務処理要綱は、平成28年1月1日から施行する。